

平成25年 **12月議会報告・一般質問**
【質問1】

一人会派・紘基会
寺本ひろゆきです。

都 道府県や市町村の首長に4年ごとに多額の退職金を支払う必要があるのだろうか、と疑問を持つ住民は少なくない。「自治体首長の退職金」と題し「職員として22歳から38年間働いて、やっと退職金を受け取ったが、市長はわずかな期間しか働いていないのに、ほぼ同額をもらうのは適切だと思えない」と1期目の4年間で退職金1656万円を全額返上する条例を市議会に提出、可決された岐阜県羽島市長を全国紙が紹介しております。そして「破格な額や制度を考えると」と述べております。首長の退職金は地方自治法204条に「退職手当を支給することができる」と規定しており、必ずしも支給しなくてもよい。公務員改革を念頭に質問しました



5年間務めた小泉首相は、2006年退任するとき退職金約658万円を受け取らず「高額すぎる地方首長も考えていただきたい」と述べています。この小泉首相のことは庶民の思いを表しています。

質問1	市側の答弁
一般的に退職手当はその職を辞するときのみに支給されるが、豊橋市の市長、副市長及び常勤の監査委員の退職手当は再選、再選任により4年ごとに支給される。この退職手当制度に対する市長の見解は？	市長をはじめ副市長、常勤の監査委員については任期の定めがある。退職手当の趣旨である勤続報酬という考え方から任期ごとに支給している。支給方法については中核市においては42市すべてが任期ごとに支給をしている。

※平成25年現在豊橋市長の退職手当は中核市42市中2番目に高額です。(42市平均2,230万円)

※豊橋市の特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

給料月額 (1)市長 1,091,000円 他期末手当年額 4,587,655円 (2)副市長 915,000円 他期末手当年額 3,847,575円

(3)常勤の監査委員 655,000円

退職手当(1) 市長 給料月額×在籍月数×100分の60 (1期4年ごと) 31,420,800円

(2) 副市長 給料月額×在籍月数×100分の40 (") 17,568,000円

(3) 常勤の監査委員 給料月額×在籍月数×100分の15 (") 4,716,000円

(副市長、監査委員は市の職員0Bなので退職金は4年間で2回支払われることになる。)

・大阪市長は84%カットの629万円に。・大阪府知事も85%カットして629万円。



豊川市長は前期も今回も退職手当受け取りを辞退！政令都市名古屋市長は退職金ゼロを条例化。他に仙台、堺、静岡の4政令都市が退職金ゼロ。

【質問2】

公 契約の入札制度においては、市民の税金で行われることから当然地元市民の公益にかなった公正公平な制度でなくてはなりません。この立場に立ち、毎月2回豊橋市民に配布される行政情報誌「広報とよはし」の入札について質問しました。予算は毎年およそ5,200万円ですが、その契約先は地元本店業者ではなく浜松の業者が長年続いております。この点を踏まえて質問しました。

質問2	市側の答弁
建設工事等の発注に関しては「本市経済の活性化及び市内業者(豊橋市内に本店を有する)の育成・振興及び地域雇用の促進を図る観点から、市内業者への発注を最優先しております」とあるが「広報とよはし」の印刷物発注についてはどうなのか？	本市では物品購入、建設工事などすべての発注を、市内業者の育成及び発注機会の確保、市内業者の振興の観点から市内業者を優先している。広報とよはしの発注についても市内、準市内業者17社すべてを選定している。

近隣の都市は地元住民が読む地元情報誌を他市へ注文しているか調べてみました。豊田市は「地元情報誌だから地元本店業者でなくてはね。」ということで、地元本店業者2社で価格競争をしているそうです。岡崎市、蒲郡市もほぼ同様の入札方法でした。

入札方法は1冊のページ数を6タイプに分けて個々の単価を入札します。1タイプの入札額が予定価格を1円でもオーバーすると入札失格。公正さに欠ける入札方法と言えます。H25年度の単価契約でH24年度の「広報とよはし」の作成費を計算すると受注した浜松の業者より失格になった地元業者の方が20万円ほど安くなります。地元情報誌でもあり地域の経済活性化、法人税、固定資産税の歳入などを考えますと、他市同様、地元本店印刷業者での入札で行うべきではでしょうか？と私は行政に要望しました。

【質問3】

毎 年12月10日から16日までを北朝鮮人権侵害問題啓発週間になっております。北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされております。以上を踏まえて豊橋市の取り組みについて質問しました。

質問3	市側の答弁
当該法律第4条2項に「北朝鮮人権侵害問題啓発週間として12月10日から同月16日までとする、とあるが今月10日から16日までに、啓発運動を何か行う予定はあるか？ (寺本は市役所1階へ拉致問題啓発ポスターを張ることと情報広場にリーフレットを置くように提案しました。)	(寺本の提案の通り)12月の啓発週間用ポスターも合わせてほかの掲示物とのバランスも考慮して貼るようになる。リーフレットについても提案の通り情報広場に置くようになる。 (今回答弁通りに実際に豊橋市役所1階に貼られました。またリーフレットも置かれてあります。福祉部長に感謝！)

昨年12月13日に参議院議員会館講堂で開かれた「拉致問題の全体像と解決策」国際セミナーに参加しました。山谷えり子拉致議連代表に「東京朝鮮総連本部をなぜ政府が買い取って拉致解決交渉に使わないのか？」と質問しました。会場からは拍手あがりでしたが、議連代表からは回答無しでセミナーは終わってしまいました。2002年5人帰国から一歩も進んでいない原因が見えたような気がします。

拉致被害者政府認定17人、特定失踪者調査会470人、警察発表868人。政府の過小認定に被害者家族から抗議の声が上がっています。拉致被害者家族は全国を歩いて救済を訴えています。もう残された時間はありません。拉致問題は日本国家の問題です。すでに4人の親御さんが再会叶わず亡くなっております。

拉致問題の全体像と解決策

後援：豊川市・豊川市教育委員会

とき：2月23日(日)

14:00~16:30

会場：豊川市勤労福祉会館

大研修ホール

講師 増元照明氏

(拉致被害者家族会事務局長)

荒木和博氏

(特定失踪者問題調査会代表)

主催：ブルーリボン豊川

☎090-3480-6601 八木月子

協賛：ブルーリボン豊橋

代表 寺本ひろゆき

総合評価入札違法の訴え一判決(名古屋地裁)は棄却

平成24年に総合評価入札では最も評価値の高い業者が落札者となること、評価値が10社中7番目の業者が入札していること。さらに入札業者10社のうち6社が失格という異常な入札は違法な入札である、とした原告寺本が起こした訴訟は、1月23日に名古屋地裁で判決が言い渡されました。結果は棄却。原告側の全面敗訴となりました。

豊橋市は入札業者10社のうち評価値の高い6社を失格にしています。失格理由をダンピングとしていますが、調査なしの判断です。これら6社がダンピングか否か、は工事積算内訳書(業者の手元にある)を精査すれば簡単にわかります。その資料提出を裁判所に請求しましたが、裁判所はなぜか提出命令を拒否しました。ダンピングの調査なしでの判決です。この事実一つとっても不当な判決でした。したがって

控訴します。



判決文は、まるで被告側の弁護士かと思うほどに豊橋市側の言い分を全面的に認める内容でした。空しくなりました。99%棄却と言われる行政訴訟に裁判員制度を取り入れるべきだとつくづく思います。この国はまだまだ「人民は由らしむべし知らしむべからず」のお役人国家か……。

H25, 12月27日堀内副市長を名誉棄損(※)で告訴しました。H26,1月9日名古屋地検豊橋支部は受理しました

12月議会定例会議の最中の12月3日、私の一般質問時に堀内副市長が反問権を濫用して、私が発行している会報記事について「捏造である」と発言したことについて堀内副市長に対して文書で強く抗議し、発言の撤回と謝罪を本会期中に行うこと、履行なきときは告訴します、と通告してきました。しかし、発言部分の「捏造されて」の議事録削除は行われましたが「誤った情報を流される」は削除されていません。また、議場での発言撤回及び謝罪は行いませんでした。これでは当該会報記事が捏造ではなかったことを広く市民が知ることにはならず私

の名誉は回復されません。支援してくださる市民の方々の心を傷つけたままです。議員にとって住民の信頼はもっとも必要であり大事です。住民との信頼関係が崩れたら議員を続けることは著しく困難になります。私は住民への議員活動の報告は会報を通して行っており、会報が住民との信頼関係を築く主たる手段です。その会報記事が捏造により作られていると議場で発言されたことは、住民との信頼関係構築を難しくします。したがって捏造発言の撤回と謝罪を求めて告訴状を名古屋地方検察庁豊橋支部に提出いたしました。

(※) 名誉棄損：刑法第230条1項に「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する」と定めています。

寺本ひろゆきのH25年12月議会報告会開催

みなさんのご質問やご相談をお受けします。参加自由です。

とき：H26年2月2日(日)

午後1:30~午後4:00

会場：豊橋市民文化会館 第4会議室

☎(0532)61-5111)

●仏教座談会のお知らせ(仏教哲学で現生を考える)

西野友章さんを招いて 父親の思い~それから~

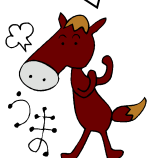
2月9日(日)午後1:30~ カリオンビル4階 小会議室

(草南中学カッターボート転覆事故か~今の思いを語る)

豊川市情報公開・個人情報保護審査会は、指定管理者に応募した業者の提案書は選定されなかった業者も含めてすべて公開するよう答申しました。(豊川市議倉橋議員の異議申し立てに答申。)

寺本がアイプラザ指定管理者提案書非公開に対して豊橋市の同審査会に起こした異議申し立て答申は非公開。豊橋市は非公開のまま。遅れる豊橋市の情報公開!!

秘密保護法廃止に頑張らねば！民主主義の要は情報公開です！



豊橋市議会一人会派：紘基会／豊橋市民オンブズマン代表 寺本ひろゆき

FAX0532-88-3422 携帯 090-8458-7575 PCメール teramoto_kokikai@yahoo.co.jp

今年度も廃止すべき 政務活動費(年間108万円:通算7年756万円)を辞退して議員活動を行なっています。

(1期目から議員自ら身を削れ、とまっすぐ改革)

紘基会では会員を募集しております。詳しくお電話でお問合せください。またはホームページを参照ください。